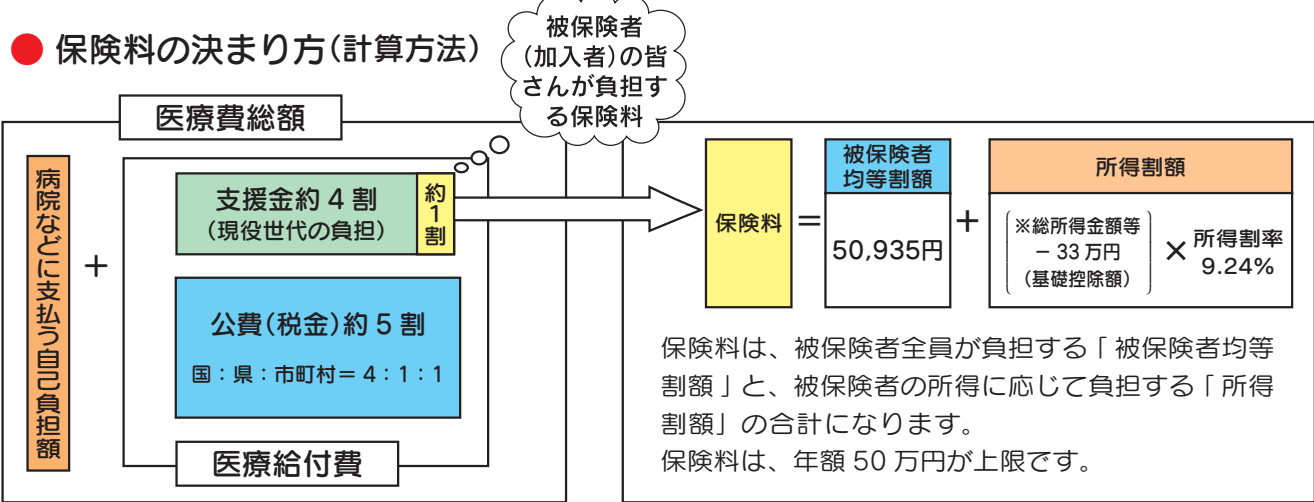


長寿(後期高齢者)医療制度について

■ 平成21年度 長寿(後期高齢者)医療制度の保険料について

平成21年度の保険料は、平成20年中の所得金額と*注1世帯の状況を基に算定を行い、決定します。
保険料は、被保険者(加入者)一人一人ごとに計算され、平成21年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に被保険者皆さんへ、お届けいたします。

*注1:「世帯」とは、平成21年4月1日時点の世帯(75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)を基準にしています。



- ・ 保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます。また、保険料率(被保険者均等割額、所得割率)は2年ごとに見直され、次回は平成22年度に改定されます。
- ※総所得金額等とは、前年中の「給与収入-給与所得控除」、「事業収入-必要経費」、「公的年金収入-公的年金等控除」等で、各種所得控除前の金額です。
- ◎公的年金収入のみの人で、年金額が153万円以下の場合は、所得割はかかりません。

保険料の軽減について

平成21年度では、従来の軽減(被保険者均等割の7割・5割・2割軽減)に加え、以下の軽減措置を行います。

- 均等割の軽減 平成21年度に限り、被保険者均等割額が7割軽減となる人は、8.5割の軽減となります。また、新しく9割軽減が新設されました。

均等割額の軽減割合	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額(年額)	同一世帯内の被保険者および世帯主の*注2軽減対象所得金額の合計額
7割軽減	9割軽減	5,093円	【33万円(基礎控除額)】以下で、かつ、【被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)】
	8.5割軽減	7,640円	【33万円(基礎控除額)】以下
5割軽減	5割軽減	25,467円	【33万円(基礎控除額) + 24.5万円×被保険者(世帯主を除く)数】以下
2割軽減	2割軽減	40,748円	【33万円(基礎控除額) + 35万円×被保険者数】以下

*注2:軽減対象所得金額とは、基本的に総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入-公的年金等控除-15万円」となるなど、例外があります。

- 所得割の軽減 総所得金額等が91万円以下(公的年金のみの場合は、収入額で211万円以下)の人は所得割額が5割軽減となります。
- 長寿医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は被保険者均等割額が9割軽減となります。また所得割額はかかりません。

● 保険料の減免

災害や心身の故障、失業による収入の著しい減少など、突発的な事情によりどうしても保険料を納めることが困難になった時は、申請により保険料が減免される場合があります。

● 保険料の納付方法

原則として特別徴収(年金での納付)になりますが、年金の額等によっては、普通徴収(納付書や口座振替での納付)で納めます。納付方法や納付時期、金額は7月中旬にお届けする通知書にてご確認ください。

特別徴収(年金での納付)から口座振替への変更ができます

特別徴収の人でも口座振替に変更できます。口座振替を希望の人は被保険証、通帳、通帳の届出印を持参のうえ、国保年金課⑦番窓口にて手続きしてください。7月31日(金)までに手続きしていただくと、10月の年金から中止できます。＊口座から振替不能が一定期間続く場合は、年金での納付に変更させていただくことがありますので、十分ご留意ください。

社会保険料控除について

後期高齢者医療保険料は、所得税および住民税の申告のとき、社会保険料控除の対象となります。特別徴収の人は本人に、普通徴収の人は支払った人に適用されますので、支払方法の違いで世帯全体の所得税及び住民税の負担額が変わることがあります。

お知らせ ～特別徴収(年金での納付)が中断されている人へ～

平成20年度の特徴徴収が軽減などのために中断されている人の平成21年度の保険料は、10月から特別徴収が再開されます。7、8、9月は普通徴収で、10、12、翌2月は特別徴収で納付していただく予定です。通知書(7月送付)を確認していただき、口座振替を希望の人はお早めに手続きしてください。

■ 8月から窓口負担の割合が変更となる人へ、新しい被保険者証を送ります。

医療機関にかかるときの医療費の自己負担割合は1割または3割です。

毎年、前年中の所得を基に、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行い、変更となる人には7月中に新しい被保険者証をお届けいたします。8月1日以降に、医療機関にかかるときは、新しい被保険者証を窓口提出してください。

《自己負担割合 **3割** の判定基準について》

本人または同じ世帯の被保険者の住民税課税所得が **145万円以上**である場合は、負担割合が**3割**になります。

ただし、住民税課税所得が145万円以上であっても、次のいずれかに該当する場合は、**申請することにより1割負担**になります。

1. 同じ世帯に被保険者が複数の場合……同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満
2. 同じ世帯に被保険者が一人の場合……①本人の収入が383万円未満
(①または②のいずれかに該当) ②本人と、同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

■ 限度額適用・標準負担額減額認定証の8月更新時の手続きが変わります。

現在使用している減額認定証の有効期限は7月末日になっています。

これまで毎年8月の更新時に申請が必要でしたが、平成21年度から、前年度に減額認定証をお持ちの人の更新の手続きは、原則不要になりました。減額認定証をお持ちの人で、平成21年度の住民税が非課税である世帯の人には、8月1日からの新しい減額認定証を7月下旬にお届けします。

減額認定証をお持ちでない人で、新たに交付を希望する場合は、これまでどおり申請手続きが必要になります。次のものを持参のうえ、国保年金課⑦番窓口にて手続きしてください。

【申請に必要なもの】 被保険者証

印鑑

入院期間が確認できるもの(直近1年で90日以上入院がある人)

問い合わせ先 国保年金課医療・年金係 ☎ 72 - 2111 内線 422